

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令の概要

令和2年9月
復興庁

1 制定の背景

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「改正法」という。）が第201回国会において成立したところである。

改正法については、令和3年4月1日より施行することとされており、今般施行に向けて必要となる政令の整備を行うものである。

具体的には、復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（以下「整備政令」という。）を制定し、復興庁組織令（平成24年政令第22号）、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）、福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）等の一部改正を行うものである。

2 整備政令の内容

(1) 復興庁組織令の一部改正

復興局の名称、位置及び管轄区域を以下の表のとおり、定めることとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
岩手復興局	釜石市	岩手県
宮城復興局	石巻市	宮城県
福島復興局	福島市	福島県

(2) 東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正

① 新復興特区法第4条第1項の政令で定める区域

改正法による改正後の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「新復興特区法」という。）第4条第1項の政令で定める区域について、別紙1のように定めることとする。

② 新復興特区法第37条第1項の政令で定める区域

新復興特区法第37条第1項の政令で定める区域について、別紙2のように定めることとする。

(3) 福島復興再生特別措置法施行令の一部改正

① 福島農林水産業振興施設の定義

農用地利用集積等促進事業で整備することができる福島農林水産業振興施設として、農林水産物を生産する事業、福島農林水産業振興施設の所在する地域において生産された農林水産物を加工する事業等を主として行う施設を規定することとする。

② 常時従事要件を満たさないにもかかわらず所有権の移転を受けることができる者

農用地利用集積促進事業として、賃借権の設定等（改正法による改正後の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の18第3項に規定する農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転又は所有権の移転をいう。以下同じ。）後、耕作等に必要な農作業に常時従事するという要件を満たさないにもかかわらず、所有権の移転を受けることができる者を定めることとする。

- ③ 賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合について
農用地利用集積等促進事業により賃借権の設定等を受ける場合の原則的な要件である、当該賃借権の設定等を受けた者が、その農地の全てを効率的に利用している、耕作等に必要なる農作業に常時従事している等の要件を満たさずとも、当該賃借権の設定等を受けることができる場合を定めることとする。
- ④ 不確知共有者の探索の方法について
農用地利用集積等促進計画に位置づける土地のうち、その1/2以上の共有持分を有する者を確知できない場合に福島県が行う、当該共有持分を有する者であって確知できない者の探索方法について規定することとする。

3 施行期日

改正法の施行の日（令和3年4月1日）

別紙1

●岩手県内

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域

●宮城県内

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町の区域

●福島県内

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町、同郡飯舘村の区域

別紙2

●岩手県内

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域

●宮城県内

仙台市（青葉区、太白区及び泉区を除く。）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町の区域

●福島県内

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町、同郡飯舘村の区域